

平成 22 年 3 月 31 日

周南市長 島 津 幸 男 様

周南市こども育成支援対策審議

会長 霜 川 正



周南市就学前児童通園施設の今後の在り方について（答申）

平成 22 年 1 月 14 日に諮問のありました周南市就学前児童通園施設の今後の在り方について、当審議会に専門部会（こども通園施設検討部会）を設け、慎重に審議した結果、下記のとおりとりまとめましたので答申いたします。

記

1. 周南市就学前児童通園施設の今後の在り方に関する諮問について（答申）

別添のとおり

周南市就学前児童通園施設の今後の在り方
に関する諮問について（答申）

平成22年3月

周南市こども育成支援対策審議会

〔こども通園施設検討部会〕

目 次

はじめに	1
1 就学前児童の教育の重要性及び本答申の基本的視点について	2
2 「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方(案)」(以下(素案)とする)の全体及び部分構成について	2
3 (素案)で述べられている具体的な内容について	
(1)「第1章 策定の背景」について	2
(2)「第2章 本市における就学前児童通園施設の現状と課題」について	3
(3)「第3章 就学前児童通園施設の今後の在り方について 1.基本的な考え方」について	3
(4)「第3章 就学前児童通園施設の今後の在り方について 2.公立施設の今後の方向性」について	4
おわりに	5

はじめに

「次世代育成支援周南市行動計画（前期）」において、取り組むべき基本施策の一つとして「多様な保育サービス」があげられ、その一環として「保育園・幼稚園連携強化事業」が掲げられました。また、昨年から検討を続け、先月本審議会から市長に答申した「次世代育成支援後期周南市行動計画(案)」においても、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図るため、様々な就学前児童通園施設について検討することをお願いしました。

社会における少子化が深刻化する中で、本市においては過疎化が進行する中山間地域があり、その地域の就学前児童通園施設における児童数の減少は一層顕著です。一方、都市地域、都市周辺地域においても、主として公立幼稚園に見られる大幅な定員割れ現象が起きています。

このような状況から、市ではこのたび「就学前児童通園施設の今後の在り方(案)」を作成され、本審議会に対して諮問をされました。この諮問に関して、本審議会の「こども通園施設検討部会」の6人の委員が検討に当たり、2回の検討会議を開催して詳細な検討を行い、このたび答申としてまとめました。

本市の就学前児童通園施設の在り方を検討する上で、以下の4つの観点は、重要なものと考えられます。

- (1)適切な集団規模の確保
- (2)公立施設と私立施設の役割の明確化（民間活力の活用）
- (3)安心・安全のための施設整備
- (4)幼稚園と保育所の連携（幼保一体化）

審議会では、この4点に的をしぼって集中的に審議し、今後の取り組みの在り方について様々な立場から意見を交換しました。

本答申を尊重され、本市の就学前児童通園施設の充実を図られることを心から念願するものです。

平成22年3月31日

周南市こども育成支援対策審議会
〔こども通園施設検討部会〕

1 幼児教育の重要性及び本答申の基本的視点について

(1) 幼児教育の重要性

幼児教育の重要性は国際的にも注目されており、幼児教育の質によってその後の成績に影響が出るという研究成果もある。(諸外国における幼児教育の投資効果に関する研究成果など)そして、幼児教育の充実は将来の社会的、経済的自立と関係が深いと考えられている。

この幼児教育を担う施設には、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)を目的とする幼稚園がある。また、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」(児童福祉法第39条)を目的とする保育所も、養護と教育を一体化した施設として、心豊かな子どもの育成を担っている。

幼稚園と保育所は、所管、対象児童年齢、設置者、許認可、保育時間、職員配置及び施設設備の基準などが異なる。しかし、幼稚園教育要領や保育所保育指針の中で述べられている幼児教育のねらいは、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域であり内容的な差はほとんどない。

その根幹をなす教育基本法においても、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」とされている。また、児童福祉法においても、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされている。

(2) 本答申の基本的視点

幼稚園と保育所は、先に述べたように、崇高な理念のもと、子どもの健やかな育成を担う就学前児童施設として設置されている。一方、その現状は、主に大都市圏で発生している保育所「待機児童」の問題や、本市における少子化の影響等による公立幼稚園等の大幅な定員割れなど、時代の変遷により施設設置当初のニーズに対応できていないという指摘もある。

本答申では、「就学前児童の好ましい成長とそれを支援する環境整備」及び「子育て中の保護者の支援」を基本的な視点とし、「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方(素案)」(以下(素案)とする)に対して検討を行った。

2 「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方(素案)」の全体及び部分構成について

「第1章 策定の背景」、「第2章 本市における就学前児童通園施設の現状と課題」、「第3章 就学前児童通園施設の今後の在り方について」の3段構成につ

いては、大変分かりやすく説得力のある展開である。また、各章中の大項目の構成も概ね良好であるが、以下に示すように修正をされると一層改善されるものと思われる。

3 (素案)で述べられている具体的な内容について

(1) 「第1章 策定の背景」について

ア 「1. 子どもを取り巻く社会環境の変化 (1)少子化の進行」(1 ページ 10 行目)の文章において、「少子化の主な要因」に、「経済的不安定等の増大」を付加すべきである。

イ 「1. 子どもを取り巻く社会環境の変化 (2)核家族化の進行」において、説明文章が非常に分かりにくく、また根拠となるデータも不十分であるので改善を要する。

ウ 3ページの「周南市における労働力人口の推移」のグラフは、女性の割合の増加を示すものであるが、表示にやや無理があり、2ページの「参考」データで十分であるので、削除することが適当と考える。

エ 6ページの参考「認定こども園制度」の説明において、「認定こども園」の目的の が、本市では保育所へ入りたくても入れない「待機児童」がゼロであることを注釈として挿入することが適当である。なぜなら、この説明では、本市における「認定こども園」に関する検討の目的が誤解されるおそれがある。

(2) 「第2章 本市における就学前児童通園施設の現状と課題」について

ア 「4. 課題の整理」(17ページ)において、公立施設の配置の再検討の理由として、「本市の厳しい財政状況下にあって、健全かつ安定的な市政運営を持続していく」ことのみ述べられており、不十分である。付加すべき内容例としては次のことがあげられる。

「幼稚園、保育所等の重要性にかんがみ、市内において幼児教育や保育に地域差があってはならない。このため、特に園児数の減少が著しい就学前児童通園施設について、幼児教育・保育の充実のために、適切な集団規模を確保する視点から、現行施設の集約や幼稚園と保育所の連携(幼保一体化)などを検討する必要がある。」

(3) 「第3章 就学前児童通園施設の今後の在り方について 1.基本的な考え方」
について

本答申で最も重要な部分であり、今後の施設検討の骨格をなす部分である。検討に際して、本市の地域特性を念頭に置くことが大切である。

本市は、都市地域、都市周辺地域、中山間地域に分けることができる。

都市地域は瀬戸内海沿岸部に位置し、化学・石油、鉄鋼等の企業が集積する全国有数のコンビナート及び商業地域・官公庁・住宅地域等からなる。都市周辺地域は東西及び北に隣接する地域、中山間地域はそれ以外の広大な山林及び盆地等からなる自然豊かな地域であり、過疎化が著しい。

この3地域において、人口密度、人口減少速度、家族構成、交通環境等に大きな差があり、就学前児童通園施設の状況も異なる。

このため、就学前児童通園施設の今後の在り方を検討する上で、この3地域を同等に扱うことは無理であり、それぞれの特性を十分考慮して慎重に検討する必要がある。

以下、(1)～(4)の内容の妥当性について検討する。

ア 「(1)適切な集団規模の確保」について

幼稚園における1学級あたりの人数、保育所における乳幼児数に対する職員配置基準はあるものの、教育活動内容及び保育環境等に適する様々な集団規模があることが予想される。

一般的に、子ども達が多様な価値観の中で、切磋琢磨しながら育まれていくことができる望ましい集団規模があると考えられるので、幼児教育に限る情報として、参考までに別添資料（浜松市教育委員会「浜松市学校・幼稚園規模適正化について」）を用意した。

1学級あたりの人数は、少な過ぎる場合、適度な集団に分けて活動することができないばかりでなく、「自我を十分発揮し、互いに刺激し合い、多様な感情を体験しながら成長すること」の実現が困難であることが考えられる。

イ 「(2)公立施設と私立施設の役割の明確化（民間活力の活用）」について

方針についての基本的な考え方は理解できる。

ただし、都市地域における「指定管理者制度」の導入や民間譲渡による民営化に関して、現在、本市で私立幼稚園・私立保育所等を運営している民間事業者と十分連携しながら進めていくことが大切である。

一方、市内民間事業者においては、公立施設の民営化等における担い手としての役割・協力が一層期待される。

これらを進めていくにあたっては、その担い手となる市内民間事業者に対して、市の積極的な情報提供や財政支援に十分配慮されたい。

ウ 「(3)安心・安全のための施設整備」について

子どもの安全の確保のために、当然整備すべき内容であり、問題ない。

エ 「(4)幼稚園と保育所の連携（幼保一体化）」について

少子化の著しい中山間地域における幼児の適正な教育（幼稚園）、保育に欠ける乳児又は幼児の保育環境の確保（保育所）などのために、適切な集団規模を考慮した幼稚園と保育所の連携は重要な課題であり、今後の取り組みが大切である。

なお、取り組みに当たっては、国の方針も極めて流動的な状況であるので、正確な情報収集に努め、国・県の動向を見極めつつ、地域の実情や意向を十分汲み取りながら、慎重に対応していくことが望まれる。

いずれにしても、大切なことは、児童及び保護者の立場に立って考えることであり、将来の我が国、郷土を支える心身ともに健やかでたくましい人材の育成を目指すために、「子どもが豊かな心を持ち、健やかに育つ」「心身ともに健全な次代の親を育む」環境づくりのための通園施設の充実を図らなければならない。

(4) 「第3章 就学前児童通園施設の今後の在り方について 2. 公立施設の今後の方向性」について

前節の「1. 基本的な考え方」を踏まえて、都市地域、都市周辺地域、中山間地域の3地域ごとの就学前児童通園施設の今後の在り方について述べられたものである。

検討に当たっては、市内で私立幼稚園及び私立保育所等を運営している民間事業者との十分な協議のほか、各施設の定員に対する充足状況及び今後の動向、通園における利便性、地域住民の要望等を十分勘案して、慎重に検討することが大切である。

おわりに

本市における就学前児童通園施設の今後の在り方について、1月中旬に本審議会に諮問があり、2回の「こども通園施設検討部会」を開催し、慎重な審議を経て、このたびの答申となりました。会議の回数は少ないものの、就学前児童通園施設の抱える様々な課題に対して、「未来を担う子どもたちの健やかな成長及び子育て中の親への最適な支援」の視点から、活発な議論が展開されました。

本答申で再三にわたって述べているように、今後、幼児教育、保育環境の確保及び子育て支援の重要性は益々高まると思われます。一方、国・県の方針は極めて流動的であり、我々は常に最新の情報の把握に努めながら、適切な対応をとる必要があります。

今回の答申を基に、十分な検討を加えられ、今後の就学前児童通園施設の一層の充実に繋げていただくことを、委員一同切に願っています。

参 考

周南市こども育成支援対策審議会〔こども通園施設検討部会〕

部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

部会委員	所属団体等	区分	備考
磯邊 治代	山口芸術短期大学非常勤講師	学識経験者	副部会長
霜川 正幸	山口大学教育学部准教授	学識経験者	(周南市こども育成支援 対策審議会会長)
藤井 尚美	周南市小学校PTA連合会代表 (家庭教育推進委員)	教育関係団体	
御手洗 賢成	周南市私立幼稚園協会代表 (徳山中央幼稚園長)	教育関係団体	
宗清 禮吉	元山口県立新南陽高等学校長	学識経験者	部会長 (周南市こども育成支援 対策審議会副会長)
村岡 博	周南市保育協会代表 (荘宮寺保育園長)	福祉関係団体	